



平成 22 年 5 月 17 日

お客様各位

国際空港上屋株式会社

英文字を含めた HAWB 番号の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社業務運営につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、表題の件につきましては、現在、暫定運用を行っておりますが、平成 22 年 5 月 20 日（木）をもって暫定運用期間（3 ヶ月間）を終了致します。その後の弊社上屋における運用方法につきましては、下記のとおり変更させていただきますので、何卒、ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開始日 : 平成 22 年 5 月 21 日（金）到着貨物より適用
2. 対象 : ハウスマニフェストおよび特殊蔵置指示を含む各種取扱い指示等
搬出指示（D/O の提示）、その他貨物引取に係る関連作業
3. 運用方法
 - (1) 貨物チェック
 - ・ハウスマニフェスト上の HAWB 欄に明記された英文字を含む数字を HAWB 番号とし、その番号を基に貨物の確認作業を実施します。
 - ・貨物ラベルに表記された HAWB 番号の訂正・記入等は、お客様で対応願います。
 - ・貨物 HAWB ラベルの訂正・記入等が必要な場合は、必ず弊社受付にて手続が必要となります。
 - 【貨物ラベルとハウスマニフェストが不一致の場合】
 - ・マニフェストとの確認において、貨物ラベルとの相違がある場合、全て貨物ラベル上に表記された HAWB 番号で搬入確認を実施します。
 - 【貨物ラベルが確認出来ない場合】
 - A. 1HAWB につき一部貨物ラベルに不備がある場合
 - ・貨物外装上から明らかに該当貨物と判断可能な場合は、弊社にて搬入確認作業を行い、差し札による貨物管理となります。
 - B. 1HAWB につき全量貨物ラベルが確認出来ない場合（弊社にて判断しかねる場合を含む）
 - (a) 1MAWB 中全ての HAWB について貨物ラベルが確認できない場合は、MAWB 搬入となります。



(b) 1MAWB 中の一部 HAWB に全量貨物ラベルが確認できない場合

- ・貨物確認の実施可能な HAWB は、通常どおり搬入確認作業を実施致します。
- ・全量ラベルが確認出来ない HAWB については、お客様での対応が必要となります。この際、お客様への通知は NACCS 出力帳票「DISCREPANCY NOTICE」又は、チェック済みマニフェストとなります。

C. HAWB 貨物ラベルの訂正・貼付につきましては、貨物取扱対象となりますので、当該貨物の NACCS-IAW の画面コピー（訂正前「IACT-HPK 入力画面」「訂正後:お客様-HCH 入力画面」を各一部ずつ）を持参の上、弊社受付にて手続を行ってください。

D. HAWB 貨物ラベルの訂正・貼付・混載後仕分につきましては、関税法（第 40 条）による貨物の取扱に付随する上屋内作業となる為、上屋内作業料金と混載仕分に係わる料金の適用となります。

(2) 特殊蔵置指示を含む各種取扱指示

英文字を含めたマニフェスト上の HAWB 番号と貨物ラベルの HAWB 番号が完全に一致しない場合は、緊急の指示等を含めた取扱依頼内容を完遂できないケースが発生することがあります。

(3) 搬出指示（D/O の提示）、その他貨物引取に係る関連作業

搬出時の D/O や搬出時ダメージの現認依頼などでは、正確な HAWB 番号が明確に判断できるように手当てをお願い致します。英文字の過不足や曖昧な番号の記載によっては処理できない場合があります。

(4) その他

- ・HAWB 番号の不備、不一致等に起因する貨物の流れの遅延およびそれに付随する損害等には一切の責任を負いませんので予めご了承ください。
- ・当該取扱いに関する問い合わせ先：32 - 8410（業務管理課）

以上